

平成22年4月27日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530503

研究課題名（和文） わが国における学校ソーシャルワーカーの人材養成に関する研究

研究課題名（英文） The research for school social workers training in Japan.

研究代表者

門田 光司（KADOTA KOJI）

福岡県立大学・人間社会学部・教授

研究者番号：50269081

研究成果の概要（和文）：わが国においても2008年度より文部科学省がスクールソーシャルワーカー活用事業を開始した。これにより、スクールソーシャルワーカーの人材養成が緊急の課題になった。本研究にてスクールソーシャルワーカー人材養成の先進国であるアメリカ、カナダ、韓国の実態調査結果を踏まえ、わが国での学校ソーシャルワーカー人材養成のあり方を研究論文や書籍にて示した。また、社団法人・日本社会福祉士養成校協会によるスクール（学校）ソーシャルワーク認定課程が2009年度より福祉系大学で開始されるようになったが、認定課程設立に際して本研究結果が大いに活用される実績を残した。

研究成果の概要（英文）：In Japan, school social workers project was started by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. Therefore, the school social workers training became emergent issue. This research examined the situation of school social workers training in U.S., Canada, Korea. The research outcome was shown in some papers and books. Also, Japanese Association of Schools of Certified Social Worker started The Certified Course of School Social Work in University in 2009. And this research was used to set up the Certified Course.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：学校・司法ソーシャルワーク

1. 研究開始当初の背景

わが国において、不登校、いじめ、虐待、非行等の学校が抱える課題に対し、学校ソーシャルワーカーを活用していく必要性が研

究上指摘されてきたが、2000年度までどの教育委員会も学校ソーシャルワーカー活用事業を実施してこなかった。また、福祉系大学においても学校ソーシャルワーカー養成を

実施してこなかった。

しかし、2000年度以降、わが国においても学校ソーシャルワーカーの試行的な配置事業を実施する自治体が現れた。例えば、香川県教育委員会では2001年度より配置事業を開始したが、その役割業務は①学校を拠点として福祉的なアプローチで学校・家庭・地域に働きかけながら、問題の解決を図る。②悩みに対して、相談所の役割や関係を整理し、環境の調整・改善を図ることで問題を明らかにするところから取り組む、③人と人（環境）をつなげること、などを位置づけている。そして、2005年には大阪府教育委員会でも配置事業を開始した。

しかし、わが国において学校でのソーシャルワーク研究は萌芽期にあり、学校ソーシャルワーカーの養成に関する研究はほとんど行われていない状況にある。ただし、学校でのソーシャルワークに対する社会的な関心は高まりつつあり、学校ソーシャルワーカーの配置事業を実施する自治体は今後も増加していく可能性が高い。それゆえ、学校ソーシャルワーカーの人材養成は希求の課題であるといえる。

2. 研究の目的

わが国においても今後、学校ソーシャルワーカーの人材養成を実施していくことが求められる状況が到来した。しかし、現状では福祉系大学にて学校ソーシャルワーカーの人材養成は行われていない。そのため、学校ソーシャルワーカーの人材養成システムの構築が求められている。

以上より、本研究の目的はわが国における学校ソーシャルワーカーの人材養成システムを提案することにある。

3. 研究の方法

本研究は3年計画にて、以下の5つの研究を期間内に実施していった。

まず5つの研究のうち3つの研究は、アメリカ、カナダ、韓国それぞれにおける学校ソーシャルワーカー養成課程及び現任者研修システム等の調査研究である。この調査研究は、わが国における学校ソーシャルワーカー養成システムを構築するうえで、諸外国の養成課程が重要な資料となるため、不可欠な研究として実施した。

そこで、①平成19年度は、カナダ・トロント大学大学院での学校ソーシャルワーカー養成課程の現地調査を実施した。②平成20年度は、アメリカ・ミシガン大学大学院での学校ソーシャルワーカー養成課程の現地調査を実施した。③平成21年度は、韓国学校社会福祉士協会による学校社会福祉士養成課程の現地調査を実施した。

次に、4つ目の研究は、わが国での学校教

育現場で学校ソーシャルワーカーに求められる知識・技術についての調査研究である。この調査研究では、現在活動している学校ソーシャルワーカーへの聞き取り調査を実施した。

5つ目の研究は、諸外国での学校ソーシャルワーカー人材養成課程を踏まえ、わが国での学校ソーシャルワーカー人材養成システムについて提案していった。

4. 研究成果

(1) アメリカ・ミシガン州での学校ソーシャルワーカー養成

学校ソーシャルワーカー人材養成に関して、アメリカは大学院修士課程で養成している。多くの大学院では学校ソーシャルワーカー養成に関わる科目を設置しているが、その科目は各州が求める学校ソーシャルワーカー資格要件に合わせた構成となっている。一般的には、2年間の修士課程のうち、1年目は学部レベルで学ぶジェネラリスト・ソーシャルワークを基本としたカリキュラムとなっており、専門領域は2年目から学ぶ。

今回調査したアメリカ・ミシガン大学大学院では、ミシガン州の学校ソーシャルワーカー資格要件を満たすために、次の科目が履修できるコースを設定している。①「教育現場における学校ソーシャルワーク」、②「児童と青少年の精神保健及び精神障害」、③「ソーシャルワーク実践における心理テストの利用と実施」、④学校現場での500時間以上の実習である。

「教育現場における学校ソーシャルワーク」の科目では、ソーシャルワーク実践の基礎知識と技術、アセスメントや介入、教育法などを学ぶ。「児童と青少年の精神保健及び精神障害」では、精神保健に影響する要素や精神障害の予防について学ぶ。そして、「ソーシャルワーク実践における心理テストの利用と実施」では、学校ソーシャルワーカーが学校現場で有効活用できる認知・学習・投影・行動などのアセスメントにおける心理テストを学ぶ。

特に、学校ソーシャルワーカーを目指す学生にとっては実習が重視され、実習では6つの要素－①アセスメントと分析、②信頼関係の構築、③方法論と介入方法の統合、④評価、⑤倫理と価値、⑥専門性の向上－を実践することが求められている。そして、実習では、現場の学校ソーシャルワーカーがスーパーバイザーとして実習指導を行っている。

また、ミシガン州では学校ソーシャルワーカーとして働くためには、ミシガン州よりLMSW(Licensed Master's Social Worker)の認定をされなければならない。そのためには、①認可されたソーシャルワーク修士号もしくは博士号を取得しておくこと、②LMSWの

スーパービジョンのもと、ソーシャルワーク修士号もしくは博士号取得後2年間の常勤職としてのソーシャルワーク実務経験を有すること、③上級ジェネラリスト試験もしくは臨床試験に合格点をとること、などである。これらの条件が満たされると、認定学校ソーシャルワーカーとなることができる。

以上のように、アメリカでは各州が学校ソーシャルワーカーの資格要件を課しており、それが人材養成や継続研修の内容となる。

(2) カナダ・トロントでの学校ソーシャルワーカー養成

カナダでのソーシャルワーカー養成は、基本的には大学院の修士課程2年で養成する。トロント大学ソーシャルワーク大学院では、福祉系大学出身者の場合、修士課程2年目からの履修が認められる。修士課程2年目からは4つの専門コースに分かれるが、学校ソーシャルワーカー養成に関する専門コースは「子どもと家族」である。科目としては、①エビデンス・ベースト・ソーシャルワーク実践研究、②子どもと家族の実践研究、③子どものソーシャルワーク実践、④子どもと家族の今日の問題、⑤ソーシャルワーク実習(週21時間・80日)である。

学生の実習先の学校や教育委員会関係の教育機関にはフィールド・インストラクターとしての学校ソーシャルワーカーが指導する。相談援助の具体的な場面での実習方法を重視し、ライブ・スーパービジョンの実施や事例記録、実習指導者や現職者が陪席して一緒に活動していく。

ソーシャルワーク実習の項目と評価は、知識や技術、価値をめぐり細部にわたっている。例えば、対人援助技術、個人や家族の機能、カウンセリングなどの面接技法、地域開発や地域資源の活用等が挙げられる。フィールド・インストラクターは実習生を受け入れた場合、実習指導上、次のような点を留意する。学校における学びでは、①教師の役割について総合的に理解する。②学校におけるソーシャルワーカーの役割、③個別カウンセリング、④学校の組織やその文化を理解する、などである。実習の方法では、①出来るだけ多様な専門的経験の機会の提供、②子ども個々のニーズを読み取る能力の育成、③出来るだけ実際の実践経験を積ませる、などである。

以上のように、トロント大学ソーシャルワーク大学院における学校ソーシャルワーカー養成もカリキュラムの充実と実習体制が整っている状況にあった。

(3) 韓国での学校ソーシャルワーカー養成

韓国では1級社会福祉士を基盤に、韓国学校社会福祉士協会と韓国学校社会福祉学会が共同で「学校社会福祉士」の資格試験と資格認定を実施している。

資格試験を受ける要件としては、「基本要

件」では、①1級社会福祉士資格保持者、②学士取得以後2年以上の関連現場経験または社会福祉学修士号である。「科目履修要件」では、①学校社会福祉論、②児童青少年福祉論、③教育学関連科目である。そして、「実習要件」では、年間240時間以上の学校社会福祉実習証明書である。

これらの資格要件を満たした場合、学校社会福祉士の資格試験が受験できる。資格試験は、「筆記試験」と「口頭試験」からなる。筆記試験は、学校社会福祉論と児童青少年福祉論から出題される。資格試験は、70点以上で合格とされている。

資格試験を合格すると、約20時間の宿泊による「資格研修」が課される。また、資格発給にともない韓国学校社会福祉士協会への介入やスーパービジョンが提供されている。

この韓国の学校ソーシャルワーカー養成は、わが国での社会福祉士及び精神保健福祉士養成を基盤とした学校ソーシャルワーカー養成のあり方について大いなる研究成果が得られた。

(4) わが国の学校ソーシャルワーカーへの調査

本研究計画実施期間中に、文部科学省は2008年度より「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施することになった。そのため、2008年度は約1000名近い「スクールソーシャルワーカー」が採用された。しかし、採用された「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士や精神保健福祉士が全体の約5割程度、他は退職教員や臨床心理士等、ソーシャルワーカーではない人材であった。

そこで、4つ目の研究では、日本学校ソーシャルワーク学会主催の研修にて参加した学校ソーシャルワーカー(社会福祉士や精神保健福祉士の保有者)88名にアンケート調査を実施した。

調査結果では、求められる専門的知識・技術として、「発達障害の知識」(26名)、「面接技術」(24名)、「関係機関との協働を図る技術」(18名)、「不登校の知識」(16名)、「福祉制度や社会資源の知識」(10名)などが上位に挙げられた。

また、専門性を向上するうえで今後求める研修内容では、「事例研究・ケース検討」(27名)が圧倒的に多く、続いて「実践スキルを高める演習」(9名)であった。

今回の調査結果では、社会福祉士や精神保健福祉士の資格保持者でない学校ソーシャルワーカーもいる。そのため、資格保持者でない学校ソーシャルワーカーにおいては、福祉制度の知識研鑽を求める回答をしている。これ自体は、由々しき問題といえる。すなわち、学校ソーシャルワーカーとして採用されながら、ソーシャルワークを知らない状況で

活動しているからである。

(5)わが国での学校ソーシャルワーカーの人材システムについて

本研究成果を踏まえ、わが国の学校ソーシャルワーカー人材養成システムとしては、将来的には大学院修士課程での養成が求められる。しかし、当面は、社会福祉士や精神保健福祉士を基盤とした学校ソーシャルワーカー養成課程が必要である。

本研究成果をまとめる過程で、社団法人・日本社会福祉士養成校協会は文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」を受けて、「スクール（学校）ソーシャルワーク認定課程」を創設し、福祉系大学にて学校ソーシャルワーカー養成を開始していく取り組みを検討し始めた。研究代表者はこの認定課程の協議に委員として参加し、本研究成果を踏まえて、わが国における学校ソーシャルワーカー人材養成システムについて提言していった。その成果が、「スクール（学校）ソーシャルワーク認定課程」の創設となり、2009年度より全国10校の社会福祉士養成校で学校ソーシャルワーカー養成が開始されることになった。

「スクール（学校）ソーシャルワーク認定課程」では、学部学生に学校ソーシャルワークの科目と実習、教育学関連科目の履修を修め、社会福祉士または精神保健福祉士を合格した場合、「スクール（学校）ソーシャルワーク認定課程修了証明書」を交付するものである。この証明書は学校ソーシャルワーカーになるための資格要件ではないが、新たな人材養成の第一歩と考える。

しかし、学校という教育現場で多様な課題を抱える児童生徒の支援を展開していく場合、実践と理論を統合した修士課程での専門職養成は不可欠であるといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

①半羽利美佳「アメリカにおけるスクールソーシャルワークの動向」学校ソーシャルワーク研究, 査読有, 第4号, 2009年

②鈴木庸裕「学校ソーシャルワーク専門職の養成をめぐる実習カリキュラムの一考察—社会福祉と学校教育の結節点をめぐって」学校ソーシャルワーク研究, 査読有, 第3号, 2008年

③鈴木庸裕「スクールソーシャルワーカーの養成—実習指導や現職者養成の指導者の立場から」学校ソーシャルワーク研究, 査読有, 第2号, 2007年

④門田光司(単)「学校現場の混乱の背景にある家族問題と支援方法—学校ソーシャル

ワークの展開可能性」社会福祉研究第, 査読無し, 98号, 26-32, 2007年

⑤門田光司(単)「個別の教育支援計画と学校ソーシャルワーク」学校ソーシャルワーク研究, 査読有, 第2号, 35-45, 2007年

[学会発表] (計1件)

①Koji Kadota(単)「The effect of the introduction of a school social worker on students refusing to attend school in Japan.」The 4rd International School Social Work Conference(於 ニューージーランド)2009年

[図書] (計4件)

①門田光司「学校ソーシャルワーク実践—国際動向とわが国での展開」中央法規出版2010年4月

②門田光司・鈴木庸裕編著「ハンドブック学校ソーシャルワーク演習」ミネルヴァ書房2010年3月

③門田光司・奥村賢一著『スクールソーシャルワーカーのしごと』中央法規出版2009年9月

④日本学校ソーシャルワーク学会編(門田光司代表編集及び分担執筆)『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規出版2008年9月

[その他]

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

門田 光司 (KADOTA KOJI)
福岡県立大学・人間社会学部・教授
研究者番号: 50269081

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

①鈴木 庸裕 (SUZUKI NOBUHIRO)
福島大学・人間発達文化学類・教授
研究者番号: 70226538

②半羽 利美佳 (HANBA RIMIKA)
武庫川女子大学・文学部・講師
研究者番号: 70330503

③浜田 知美 (HAMADA TOMOMI)
四国学院大学・社会福祉学部・准教授
研究者番号: 50412416